



平成 29 年 5 月 19 日

各 位

会 社 名 双 葉 電 子 工 業 株 式 会 社
代 表 者 代 表 取 締 役 社 長 高 橋 和 伸
(コード番号 6986 東証第一部)
問 合 せ 先 執 行 役 員 中 村 正 行
業 務 管 理 本 部 長
T E L 0 4 7 5 (2 4) 1 1 1 1

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成29年5月19日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成29年6月29日開催予定の第74期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

当社は、平成29年2月8日付の「監査等委員会設置会社への移行に関するお知らせ」にて別途開示しているとおり、平成29年6月29日開催予定の第74期定時株主総会の承認を条件に、監査等委員会設置会社に移行いたします。これにともない、次の変更を行います。

- (1) 監査等委員会および監査等委員に関する規定の新設
- (2) 監査役および監査役会に関する規定の削除
- (3) 取締役会の決議によって重要な業務執行の全部または一部を取締役へ委任できる旨の規定の新設
- (4) 監査等委員会設置会社への移行にともない、既定の条文中にその他の所要の変更および新設を行います。

2. 定款変更の内容

変更内容は、別紙のとおりです。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 (予定)	平成29年6月29日(木)
定款変更の効力発生日 (予定)	平成29年6月29日(木)

以上

【別紙】

(下線は変更部分を示します)

現 行 定 款	変 更 案
第 1 章 総 則	第 1 章 総 則
第 1 条～第 3 条 (条文省略)	第 1 条～第 3 条 (現行どおり)
(機関)	(機関)
第 4 条 当社は、株主総会および取締役のほか、 次の機関を置く。	第 4 条 (現行どおり)
1. 取締役会	1. 取締役会
2. <u>監査役</u>	2. <u>監査等委員会</u>
3. <u>監査役会</u>	(削除)
4. 会計監査人	3. 会計監査人
第 5 条～第 19 条 (条文省略)	第 5 条～第 19 条 (現行どおり)
第 4 章 取締役および取締役会 (取締役の員数)	第 4 章 取締役および取締役会 (取締役の員数)
第 20 条 当社の取締役は <u>20</u> 名以内とする。	第 20 条 当社の取締役(<u>監査等委員である取締役を除く。)</u> は <u>15</u> 名以内とし、 <u>監査等委員である取締役は 4 名以内とする。</u>
(取締役の選任)	(取締役の選任)
第 21 条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。	第 21 条 取締役は、 <u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって選任する。</u> 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
② (条文省略)	② (現行どおり)
(新設)	③ <u>当社は、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠の監査等委員である取締役を選任することができる。</u>
(新設)	④ <u>補欠の監査等委員である取締役の予選の効力は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u>
(取締役の任期)	(取締役の任期)
第 22 条 取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。	第 22 条 取締役(<u>監査等委員である取締役を除く。)</u> の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(役付取締役)</p> <p>第23条 取締役会はその決議によって、取締役の中から、社長1名を選定し必要に応じて名誉会長1名、会長1名、副会長、副社長、専務取締役、常務取締役および取締役相談役各若干名を選定することができる。</p> <p>(代表取締役)</p> <p>第24条 取締役社長は、当会社を代表する。</p> <p>② 前項に定めるもののほか、取締役会の決議によって当会社を代表する取締役を選定することができる。</p> <p>(取締役の報酬等)</p> <p>第25条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>第26条～第27条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第28条 取締役会は、取締役社長が招集し議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。</p>	<p>② <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>③ <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(役付取締役)</p> <p>第23条 取締役会はその決議によって、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から、社長1名を選定し必要に応じて名誉会長1名、会長1名、副会長、副社長、専務取締役、常務取締役および取締役相談役各若干名を選定することができる。</p> <p>(代表取締役)</p> <p>第24条 (現行どおり)</p> <p>② 前項に定めるもののほか、取締役会の決議によって、<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から、当会社を代表する取締役を選定することができる。</p> <p>(取締役の報酬等)</p> <p>第25条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>第26条～第27条 (現行どおり)</p> <p><u>(重要な業務執行の委任)</u></p> <p>第28条 <u>当会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって、重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u></p> <p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第29条 取締役会は、<u>法令に別段の定めがある場合を除き、</u>取締役社長が招集し議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>② 取締役会の招集通知は、各取締役および各<u>監査役</u>に対し会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、<u>前記の期間</u>を短縮することができる。</p>	<p>② 取締役会の招集通知は、各取締役に對し会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、<u>この期間</u>を短縮することができる。</p>
<p><u>第29条</u> (条文省略)</p>	<p><u>第30条</u> (現行どおり)</p>
<p>(取締役会の決議の省略)</p>	<p>(取締役会の決議の省略)</p>
<p><u>第30条</u> 当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。<u>ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。</u></p>	<p><u>第31条</u> 当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p>
<p>(取締役会議事録)</p>	<p>(取締役会議事録)</p>
<p><u>第31条</u> 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、議長ならびに出席した取締役および<u>監査役</u>がこれに記名押印または電子署名を行い、取締役会の日から10年間、当社の本店に備え置く。</p>	<p><u>第32条</u> 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、議長ならびに出席した取締役に對しこれに記名押印または電子署名を行い、取締役会の日から10年間、当社の本店に備え置く。</p>
<p>第 5 章 <u>監査役および監査役会</u> (新設)</p>	<p>第 5 章 <u>監査等委員会</u> (<u>常勤の監査等委員</u>)</p>
<p>(新設)</p>	<p><u>第33条</u> <u>監査等委員会はその決議によって、常勤の監査等委員を選定することができる。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>(<u>監査等委員会規定</u>) <u>第34条</u> <u>監査等委員会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、監査等委員会において定める監査等委員会規定による。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>(<u>監査等委員会の招集</u>) <u>第35条</u> <u>監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に對し会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>② <u>監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>(<u>監査等委員会の決議</u>) <u>第36条</u> <u>監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新設)</p> <p><u>(監査役の員数)</u> 第32条 当社の監査役は4名以内とする。</p> <p><u>(監査役の選任)</u> 第33条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p><u>(監査役の任期)</u> 第34条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p><u>(常勤の監査役)</u> 第35条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</p> <p><u>(監査役の報酬等)</u> 第36条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p> <p><u>(監査役の責任限定契約)</u> 第37条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p><u>(監査役会の招集)</u> 第38条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、前記の期間を短縮することができる。 ② 監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。</p> <p><u>(監査役会の決議)</u> 第39条 監査役会の決議は、法令に別段の定めある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</p>	<p><u>(監査等委員会議事録)</u> 第37条 監査等委員会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印または電子署名を行い、監査等委員会の日から10年間、当社の本店に備え置く。</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>(監査役会議事録)</u></p> <p><u>第40条 監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名を行い、監査役会の日から10年間、当会社の本店に備え置く。</u></p> <p><u>(監査役会規定)</u></p> <p><u>第41条 監査役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規定による。</u></p> <p style="text-align: center;">第 6 章 会計監査人</p> <p><u>第42条 ~第43条 (条文省略)</u></p> <p><u>(会計監査人の報酬等)</u></p> <p><u>第44条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</u></p> <p style="text-align: center;">第 7 章 計 算</p> <p><u>第45条 ~第48条 (条文省略)</u></p> <p style="text-align: center;">(新設)</p>	<p style="text-align: center;">(削除)</p> <p style="text-align: center;">(削除)</p> <p style="text-align: center;">第 6 章 会計監査人</p> <p><u>第38条~第39条 (現行どおり)</u></p> <p><u>(会計監査人の報酬等)</u></p> <p><u>第40条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。</u></p> <p style="text-align: center;">第 7 章 計 算</p> <p><u>第41条~第44条 (現行どおり)</u></p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p><u>(監査役との責任限定契約に関する経過措置)</u></p> <p><u>平成29年6月開催の第74期定時株主総会の終結前の会社法第423条第1項の損害賠償責任に関する監査役(監査役であったものを含む。)と締結済の同法第427条第1項の規定による責任限定契約については、なお同定時株主総会決議による変更前の定款第37条の定めるところによる。</u></p>